

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付対象者</p> <p>次に掲げる農林漁業者</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。））にあっては、年間経営費の12分</p> | <p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付対象者</p> <p>次に掲げる農林漁業者</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。））にあっては、年間経営費の12分</p> |

の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。) 。

①・② (略)

(削る)

(削る)

なお、本特例の適用は、①については令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令和4年6月30日までの間に貸付けの申込みを受けたものに限る。

4 (略)

5 償還(据置)期限

償還期限15年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に定める者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。) 。

の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。) 。

①・② (略)

③ 主要な事業用資産について、令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨(以下「令和2年7月豪雨」という。) により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

④ 令和2年7月豪雨による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

なお、本特例の適用は、①、③及び④については令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令和4年3月31日までの間に貸付けの申込みを受けたものに限る。

4 (略)

5 償還(据置)期限

償還期限10年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者にあつては、償還期限15年以内とする(令和4年3月31日までの間に貸付けの申込みを受けたものに限る。) 。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限13年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。) 。

附 則 (令和4年3月31日3経営第3158号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。